

国立大学法人東北大学における
研究費の適正な使用の推進のための行動規範

平成28年1月26日

最高管理責任者（総長） 里見 進

- 1 研究費の多くは広く市民が負担する税金により賄われていることから、その使用に当たっては自らに説明責任があることを自覚し、公正かつ効率的に使用する。
- 2 研究計画及び研究の進捗に合わせて、研究費を計画的に使用する。
- 3 研究費の使用・管理に当たって、関係する法令、通知及び本学の規程等並びに事務処理手続及び使用ルールを遵守する。
- 4 各構成員と相互に連携・協力して、研究費の不正使用を未然に防止する。
- 5 研究費の使用に当たって、取引業者との関係において市民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動する。
- 6 研究費の取扱いに関する研修や説明会への参加を通じて、関係法令や使用ルールに関する理解を深めるとともに、絶えず新たな知識の習得に努める。
- 7 研究費の不正使用が疑われる場合には、黙認せず、速やかに通報窓口に通報する。

以上